

# 「各種事務事業の取扱い」

## 12 福祉・保健・医療分科会（障害者福祉支援費、母子福祉、生活保護）

長岡市・寺泊町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
68	020502	ガイドヘルプサービス（支援費）		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
69	020522	心身障害者訪問相談員の派遣		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
70	020202	進行性筋萎縮症の医療給付		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
71	020301	身体障害者施設入所（支援費）		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
72	020302	知的障害者施設入所（支援費）		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
73	020503	身体障害者ショートステイ（支援費）		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
74	020504	知的障害者ショートステイ（支援費）		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
75	020505	障害児ショートステイ（支援費）		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
76	020506	身体障害者デイサービス（支援費・相互利用）		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
77	020507	知的障害者デイサービス（支援費）		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
78	020501	ホームヘルプサービス（支援費）		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
80	060101	婦人相談室		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
81	060102	母子福祉資金の貸付相談		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
82	060103	児童扶養手当		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
85	060201	生活保護法による保護		合併時に統一	国の水準に統一する。
86	060301	応急援護		現行どおり	現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

68

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 5 介護・日常生活の援助	0 2	ガイドヘルプサービス(支援費)
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
<p>1 対象者 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児(者)、脳性まひ等全身性障害児(者)及び知的障害児(者)</p> <p>2 内容 官公庁、医療機関、買物など、必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出をするときにおける移動の介護を行う。</p> <p>3 支給量 対象者の障害程度や介護者の状況等を勘案して決定する。</p> <p>4 自己負担 ・長岡市身体障害者福祉法施行細則 ・長岡市知的障害者福祉法施行細則 ・長岡市児童福祉法施行細則 で規定する基準 (但し、自己負担分については、市で助成)</p> <p>5 事業費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4</p>	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

69

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 5	介護・日常生活の援助	2 2	心身障害者訪問相談員の派遣
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
1 目的 心身障害児(者)の家庭を訪問し、在宅介護に関する相談・指導を行うことにより、在宅心身障害児(者)の福祉の向上を図る  2 対象者 身体障害児・者、知的障害者、重症心身障害児・者  3 内容 (1)心身障害児(者)の実態等の把握 (2)介護方法、健康管理等に関する相談指導 (3)介護用品等の紹介 (4)各所福祉、保健、医療サービスの利用に関する相談・指導 (5)関係行政機関及びサービス実施機関との連絡・調整 (6)各種福祉・保健・医療サービスの広報  4 事業費負担 市10/10(市単)		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案	
						長岡市の制度に統一する。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

70

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 2	医療費の助成・給付	0 2	進行性筋萎縮症の医療給付
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
<p>1 目的 進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、療養にあわせて必要な訓練等を行うことにより、その福祉の増進を図る。</p> <p>2 対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者であって、その治療等に特に長期間を要するものとする。</p> <p>3 給付内容 進行性筋萎縮症者を医療機関に入所若しくは通所させ、必要な治療、訓練及び生活指導を行うこと</p> <p>4 自己負担 徴収基準により、給付対象者又は扶養義務者から一部負担可能額を徴収する分を長岡市が単独補助している</p> <p>5 事業費負担 国1/2 市1/2</p>		なし		<p>1 目的 長岡市に同じ</p> <p>2 対象者 長岡市に同じ</p> <p>3 給付内容 長岡市に同じ</p> <p>4 自己負担 費用徴収基準表による負担額</p> <p>5 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4 H15.5.1より開始</p>		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
<p>1 目的 進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者を医療機関に入所させ、若しくは通所させ療養にあわせて必要な治療、訓練及び生活指導を行うことにより、その福祉の増進を図る。</p> <p>2 対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者であって、その治療等に特に長期間を要する者とする。</p> <p>3 給付内容 進行性筋萎縮症者を医療機関に入所若しくは通所させ、必要な治療、訓練及び生活指導を行うこと</p> <p>4 自己負担 費用徴収基準により算出した額</p> <p>5 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4</p>		なし		なし		長岡市の制度に統一する。	





# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

73

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	02 障害者福祉	05 介護・日常生活の援助	03	身体障害者ショートステイ(支援費)
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
1 目的 介護を行う者が、疾病やその他の理由により介護することができなくなった場合に、当該障害者が施設において適切な介護等の支援を受けることを目的とする。  2 対象者 身体に障害があり日常生活に介護が必要な在宅の障害者  3 支給量 基本的に月7日間とするが、介護者の状況等を勘案して決定する。  4 利用者負担 長岡市身体障害者福祉法施行細則で規定する基準  5 事業費負担 国1/2 県1/4 市1/4	同左	同左	同左	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
同上	同左	同左		国の制度であり、調整不要。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

74

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 5	介護・日常生活の援助	0 4	知的障害者ショートステイ (支援費)
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
1 目的 保護者の疾病、休養等の理由により、当該障害者を施設に短期入所させ、保護又は指導する。		同左		同左		同左	
2 対象者 在宅の知的障害者							
3 支給量 基本的に月7日間とするが、保護者等の状況を勘案して決定する。							
4 利用者負担 長岡市知的障害者福祉法施行細則で規定する基準							
5 事業費負担 国1/2 県1/4 市1/4		事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4					
三島町		山古志村		小国町		課題	
同上		同左		同左		調整方針案 国の制度であり、調整不要。	
事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4							

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

75

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	0 5 介護・日常生活の援助	0 5 障害児ショートステイ(支援費)
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町
1 目的 保護者の疾病、休養等の理由により、当該障害児を施設に短期入所させ、保護又は指導する。	なし	なし	1 目的 保護者の疾病、休養等の理由により、当該障害児を施設に短期入所させ、保護又は指導する。
2 対象者 在宅の障害児			2 対象者 在宅の障害児
3 支給量 基本的に月7日間とするが、保護者等の状況を勘案して決定する。			3 支給量 基本的に月7日間とするが、保護者等の状況を勘案して決定する。
4 利用者負担 長岡市児童福祉法施行細則で規定する基準			4 利用者負担 寺泊町児童福祉法施行細則で規定する基準
5 事業費負担 国 1 / 2    県 1 / 4    市 1 / 4			5 事業費負担 国 1 / 2    県 1 / 4    町 1 / 4
三島町	山古志村	小国町	課題
なし	なし	なし	調整方針案
			国の制度であり、調整不要。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

76

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 5	介護・日常生活の援助	0 6	身体障害者デイサービス (支援費・相互利用)
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
1 目的 身体障害者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所により各種サービスを提供する。		同左		同左		同左	
2 対象者 身体に障害があり日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者							
3 内容 (1) 作業型 創作的活動や機能訓練を中心にサービスを提供 (2) 介護型 入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練などのサービスを提供							
4 支給量 障害程度や介護者等の状況を勘案して決定							
5 利用者負担 長岡市身体障害者福祉法細則で規定する基準							
6 事業費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4							
三島町		山古志村		小国町		課題	
同上		同左		同左		国の制度であり、調整不要。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

77

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
12	福祉・保健・医療	02	障害者福祉	05	介護・日常生活の援助	07	知的障害者デイサービス(支援費)
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
<p>1 目的 在宅知的障害者の自立の促進と生活の改善を図る。</p> <p>2 対象者 在宅の知的障害者</p> <p>3 内容 創作的活動、社会適応訓練、入浴、食事の提供などのサービスを提供する。 (1) 文化的活動 スポーツ、手芸、陶芸、木工等 (2) 機能訓練 日常生活動作、家事訓練等 (3) 社会適応訓練 会話、生活マナー等</p> <p>4 支給量 障害程度や保護者等の状況を勘案して決定</p> <p>5 利用者負担 長岡市知的障害者福祉法施行細則で規定する基準</p> <p>6 事業費負担 国1/2 県1/4 市1/4</p>		<p>1 目的 地域において就労が困難な在宅の知的障害者に、通所による文化的活動、機能訓練等を提供し、知的障害者の自立を図る。</p> <p>2 対象者 在宅の知的障害者</p> <p>3 内容 入浴、給食、送迎、文化的活動、機能訓練、社会適応訓練、介護等の指導</p> <p>4 利用回数 制限なし</p> <p>5 自己負担 支援費制度の利用負担額基準による</p> <p>6 事業費負担 国1/2 県1/4 町1/4</p>		同左		同左	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案	
						国の制度であり、調整不要。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

データ基準日 平成16年 4月 1日

78

大項目 (分科会)		中項目	小項目	各種事務事業			
1 2	福祉・保健・医療	0 2	障害者福祉	0 5	介護・日常生活の援助	0 1	ホームヘルプサービス (支援費)
長岡市		中之島町	越路町	寺泊町			
1 対象者 日常生活を営むのに著しく支障があり、身体の介護や家事等の援助が必要な身体障害児(者)及び知的障害児(者)  2 内容 (1) 身体介護 入浴、排せつ及び食事等の介護を行う。 (2) 家事援助 調理、洗濯及び掃除等の家事の援助を行う。 (3) 日常生活支援 日常生活全般に常時支援を要する脳性まひ等全身性障害者に対して、身体介護、家事援助及び見守り等の支援を行う。  3 支給量 対象者の障害程度や介護者の状況を勘案して決定する。  4 自己負担 長岡市身体障害者福祉法施行細則 長岡市知的障害者福祉法施行細則 } で規定する基準 長岡市児童福祉法施行細則 5 事業費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4		同左              4 自己負担 支援費制度の利用負担額基準のとおり  5 事業費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 町 1 / 4	同左              4 自己負担 支援費制度の利用負担額基準のとおり  5 事業費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 町 1 / 4	同左              4 自己負担 支援費制度の利用負担額基準のとおり  5 事業費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 町 1 / 4			
三島町		山古志村	小国町	課 題		調整方針案	
同上              4 自己負担 支援費制度の利用負担額基準のとおり  5 事業費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 町 1 / 4		なし	同上              4 自己負担 支援費制度の利用負担額基準のとおり  5 事業費負担 国 1 / 2 県 1 / 4 町 1 / 4			国の制度であり、調整不要。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

80

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 6 生活保護・母子福祉	0 1 母(父)子福祉	0 1 婦人相談室	
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
1 相談・指導 (1) 相談 母子家庭及び寡婦で日常生活を営む上で何らかの悩みを抱えている女性に対し相談に応じる。 (来所、電話、手紙等でも可)  (2) 指導 相談の内容により、その場で助言を行う。また必要に応じて他機関と連携し、対応する。  2 実績(平成16年3月31日末現在) (1) 家庭一般 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人保護施設入寮希望 2</li> <li>・ 経済(生活費・医療費)問題 53</li> <li>・ 職業就職問題 3</li> <li>・ 結婚離婚問題 23</li> <li>・ 住宅問題 7</li> <li>・ 家庭問題 15</li> <li>・ DV 109</li> <li>・ その他 34</li> </ul> (2) 生活援護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子福祉資金等 11</li> </ul> 計 257	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

データ基準日 平成16年 4月 1日

81

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 6 生活保護・母子福祉	0 1 母(父)子福祉	0 2 母子福祉資金の貸付相談	
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
1 対象者 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの。その他母子福祉団体。	同左	同左	同左	
2 内容 事業開始資金 事業継続資金 技能習得資金 修業資金 就職支度資金 医療介護資金 生活資金 住宅資金 転宅資金 結婚資金 児童扶養資金 修学資金 就学支度資金				
3 事業費負担 県 10 / 10				
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
同上	同左	同左		県の制度であり、調整不要。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

82

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 6	生活保護・母子福祉	0 1	母(父)子福祉	0 3	児童扶養手当
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
<p>1 対象者 18歳に達した日の属する年度の末日(一定の障害を有している児童については20歳未満)までの児童を養育している母又は養育者で、次に該当すること。 父母が離婚 父が死亡 父が重度の障害者 父が生死不明 引き続き1年以上、父が遺棄されている状態</p> <p>2 支給制限 次のいずれかに該当するときは支給されません。 受給者等の所得が所得制限表の限度額以上のとき 児童が父又は母の死亡に起因する公的年金を受けられるとき 母又は養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受けられるとき 児童が児童福祉施設に入所しているとき</p> <p>3 手当額 受給者等の前年の所得により次の額が支給される。 児童が1人の場合 全部支給 月額41,880円、一部支給 月額41,870円-9,880円 児童が2人以上の場合 2人目の児童に月額 5,000円、3人目以降の児童に1人につき月額 3,000円が加算される。</p> <p>4 所得制限 本人(全部支給) 扶養0人:1.9万円、1人:5.7万円、以降 1人につき2.8万円加算 本人(一部支給) 扶養0人:1.9.2万円、1人:2.3.0万円、以降1人につき38万円加算 配偶者・扶養義務者 扶養0人:236.0万円、1人:274.0万円、以降 1人につき38万円加算</p> <p>5 支給方法 申請のあった月の翌月から毎年4、8、12月にその前月分までを支給</p> <p>6 事業費負担 国3/4 市1/4</p>		同左		同左		同左	
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
同左		同左		同左		国の制度であり、調整不要。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

85

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	06 生活保護・母子福祉	02 生活保護	01	生活保護法による保護
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
<p>1 目的 日本国憲法第25条基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>2 要件 この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。 生活が困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活維持のため活用することを要件として行われる。</p> <p>民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならない。</p> <p>3 保護の種類 1 生活扶助 2 教育扶助 3 住宅扶助 4 医療扶助 5 介護扶助 6 出産扶助 7 生業扶助 8 葬祭扶助</p>	<p>同左</p> <p>事業主体 県で実施</p>	<p>同左</p> <p>事業主体 県で実施</p>	<p>同左</p> <p>事業主体 県で実施</p>	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
<p>同上</p> <p>事業主体 県で実施</p>	<p>同左</p> <p>事業主体 県で実施</p>	<p>同左</p> <p>事業主体 県で実施</p>		<p>国の水準に統一する。</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

86

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 6 生活保護・母子福祉	0 3 法外援助	0 1 応急援護
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町
<p>1 対象 住居・定職をもたずに移動する者に最低限の旅費、食費及び医療の援護を行う。</p> <p>2 支給額の基準 旅費 最寄り福祉事務所までのJR運賃相当額 ・上越線 関東方面 小千谷駅まで 320円 ・信越線 関西方面 柏崎駅まで 650円 ・信越線 新潟方面 東三条駅まで 400円</p> <p>食費 必要と思われるとき 350円</p> <p>医療費 急病等により医療機関を受診し、医師の判断により治療が必要と認める場合で、医療費の支払いが困難な場合。</p>	<p>1 対象 行旅者</p> <p>2 支給額の基準 旅費 1件500円/人</p> <p>(社会福祉協議会委託)</p>	<p>1 対象 行旅者</p> <p>2 支給額の基準 旅費 1件300円/人</p>	<p>1 対象 行旅者</p> <p>2 支給額の基準 旅費 1件500円/人</p> <p>(社会福祉協議会実施)</p>
三島町	山古志村	小国町	課題
<p>1 対象 行旅者</p> <p>2 支給額の基準 旅費 1件500円/人</p>	なし	<p>1 対象 住居、定職を持たずに移動する者で最低限の旅費の援助を行う。</p> <p>2 支給額の基準 旅費 1件500円/人</p>	<p>調整方針案</p> <p>現行どおりとする。</p>